

# 中川事務所新聞

第 1 2 0 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【中小企業の再挑戦支援策】

間もなく発表される経済対策で、苦境に陥った中小企業が再挑戦しやすくなる仕組みが盛り込まれる予定です。

具体的には、経営者の個人保証を制限する内容で、事業の失敗が生活すべての破綻に繋がらないように配慮されるようです。こういった恩恵を受けるためには、当然ながら求められる責務というものがありますが、万が一の場合には、そういった責務を果たしながら、正々堂々と表の道を歩いていきたいものです。

### 【高速道路の割引制度大幅縮小】

現在実施されている高速道路料金の割引制度の大半が来年度



から廃止されるようです。燃料費の上昇傾向に加え、移動にかかるコストが上昇するので、必要性の薄い車での移動はよくよく考えた方がよさそうです。

### 【道路交通法が変わります】

無免許運転：25年12月～  
懲役3年または罰金50万円  
違反行為を繰り返した自転車  
運転者：27年6月～

罰金5万円  
ブレーキ不備の自転車：25  
年12月～  
罰金5万円  
自転車による道路右側の路側  
帯通行禁止：25年12月～

### 【古い電気器具にご用心！】

当事務所の天井蛍光灯の安定器が老朽化、使用電気量がなんと2.5倍に跳ね上がりました。検針票を見てびっくりし、関電他業者さんの協力で原因が特定

できました。

早速LED照明に全交換したところ、電気使用量が一気に1/4まで下がりました。この分だとあっという間に投資額は回収できそうです。

### 冬季休業のお知らせ

当事務所は、12/29～1/5  
まで休業いたします。

来月の事務所新聞は毎年恒例の休刊月です。

### 【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・給与の年末調整
- ・賞与の査定、支給、社保届出
- ・忘年会、クリスマス、冬季休業



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 遺言をしようと思いますが、こういったやり方があるでしょうか？

A. 遺言には民法に定められた数種の方法があります。このうち最もお勧めの方法が公正証書による遺言です。

その方法は、例えば私たち

行政書士のような法律専門職と遺言をする本人が詳細に打合せ、遺言の内容を確定させます。次にその内容を公証人に伝えて遺言公正証書を作ってもらいます。作った遺言書は公証役場に保管されるとともに、本人にもその写しがもらえます。

公正証書は法的に安定した書類なので、後日その存在を巡って争う余地が無くなります。



# 経営談義

## 【儲かっていますか？の判断基準】

損益と資金繰りの違いについては度々このコーナーでも述べているところですが、相変わらず勘違いされる方が多いようです。

### 法人の場合

社長がまともに給料をとっていることを前提にすると、税引き後の利益 + 償却費 > 借入返済額でなければ儲かっているとは言えません。たとえ利益が1,000万円出ていても、年間の借入返済額が1,200万円ならば資金繰り上は赤字で

す。損益上の赤字は直接倒産の原因にはなりませんが、資金ショートは即倒産の引き金を引くこともあります。

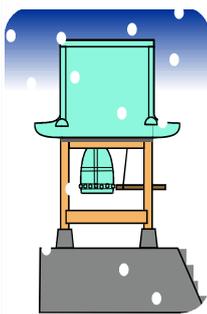
また、時々返済予定表を見て「年後には借入が終わる」などとおっしゃる方がいますが、それが成り立つ大前提は当期の利益 + 償却費が返済額を上回っている場合です。そのような会社はなかなか少ないので、甘い考えは捨てて将来の資金繰りを真剣に考える方が賢明でしょう。

### 個人事業の場合

法人に比べてもっと勘違いが大きくなりがちです。個人の決算書は最終利益から社長の給料をとるので、最終利益 + 償却費 + 社長の生活費 > 借入返済額でなければバランスが取れません。生活費が月30

万円だとすると、決算書上は360万円の黒字が最低ライン、別に住宅ローンなどが月5万円程度あれば最低ラインは420万円、さらに事業用資金の返済が月10万円程度あれば最低ラインは540万円まで上がります。現実に関心だけの利益をしっかりと計上できているでしょうか？

中小企業では資金繰りが命といっても過言ではありません。見かけの損益よりも、実質的な資金繰りを十分注視しましょう。



毎月の電気の検針票には前年対比が記録されています。震災以後の節電習慣でこれを見落とさなかったたので電気器具の不具合を発見できませんでした。ただ、しばらくの間でも灯りではなく熱として無駄に電気を放出し続けていたことは悔しい限りです。

早いもので今年も残すところ一ヶ月を切りました。私自身は今年二回も交通事故に遭ったものの、体は至ってピンピンしています。運がいいのか悪いのかよく分かりませんが、残りわずか、ぬかりなく一年を終わりたいものです。

あつちや

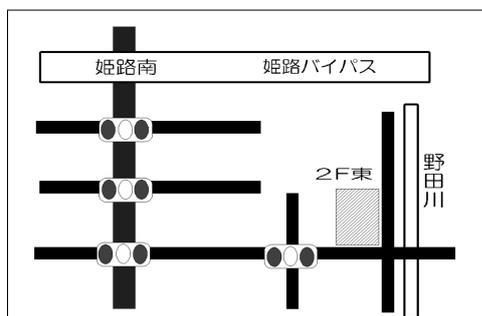
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp